

小平市まちの環境美化条例の意見等に対する対応状況

1 把握漏れ意見の概要

期 間	令和3年11月22日（月）～令和3年12月21日（火）	
意見応募者数	8人 （市内在住8人） （30歳代1人、40歳代2人、60歳代3人、不明2人）	
提出の方法	持参	—
	送付	—
	ファクシミリ	—
	メール	—
	市ホームページ	8人

2 把握漏れ意見に対する対応状況

反映済み	0件
反映する	0件
反映しない	2件
参考意見	6件
その他	0件
合計	8件

3 把握漏れ意見に対する市の考え方

番号	ご意見	市の考え方	対応
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定に大賛成です。 ・ 現在、個人でゴミ拾いの活動をしており、特にタバコの吸い殻が多く、子どもや犬にとって、とても危険だと感じています。 ・ 条例案の中に罰金についての言及がありましたが、やむを得ないと思いますし、罰金の額をもう少し上げてほしいかと思いました。 ・ また、それとは別に、行政主導でゴミ拾いのイベントを、働いている人間も参加しやすい土曜・日曜にもう少し多く企画していただけると、市民の意識が上がると思います。 ・ 自然豊かな小平市を美しく保っていきたいという気持ちがあるので、何か私にできることがあれば仰ってください。 	<p>たばこの吸い殻等のポイ捨てについては、近年、より目立つ状況になってきていることから、まちを汚さない、きれいにしていく意識とマナーのさらなる向上を図ることへの実効性を高めるため、条例の中で禁止事項に定めております。</p> <p>過料の額については、地方自治法にて5万円以下と定められております。</p> <p>休日での環境美化イベントの開催については、市では令和4年10月に、FC東京のご協力のもと「みんなでまちをきれいにする 青赤クリーンウォーク」を開催いたしました。今後も、市が主催するイベントだけでなく、地域の様々な団体やグループ、個人の方々が行っている地域の清掃活動やイベント等との連携も含め、環境美化を自分事として捉えていただき、具体的な行動の実践・参画のきっかけとなるよう、推進してまいります。</p>	参考意見
2	<p>町の景観を最も損ねているのが、政治家のポスター。そこら中の壁にベタベタ貼ってあり、見たくもない顔を見させられる上に、破れているものや変色しているものも多くあるため、その周辺が「廃れた雰囲気」になってしまう。</p> <p>「目立たないように貼る」「破れたり変色しているものは撤去する」など何らかの規制をかけてほしいが、少なくとも、所有者の許可なく貼っている場所については、明らかに町の景観を損ねるという意味で、その政治団体に罰金を徴収し、撤去を指示するなどしてほしい。</p>	<p>本条例は、ごみのポイ捨てやペットのフンの放置を防止し、まちを汚さない、きれいにしていく意識とマナーのさらなる向上を図ることを目的としており、政治家のポスター等の掲示物の貼付方法や撤去については本条例の対象に含めておりませんが、まちを汚さない、きれいにしていく意識やマナーのさらなる向上を図ることで、まちの環境美化の推進を図ってまいります。</p>	反映しない
3	<p>小平市内には東京都が管理する多摩自転車道や石神井川などがあるので、連携していただきたい。</p> <p>2 条例の内容 について</p> <p>(6) ①環境美化推進重点地区の指定②指導員の設置は具体的にどのように運用するのかわからない。</p> <p>(7) 勧告、命令、過料という段階を設ける考え方は理解で</p>	<p>市内の環境美化の推進のため、東京都をはじめ、公共施設の管理者等との連携を図ってまいります。</p> <p>2 条例の内容 について、(6) ①環境美化推進重点地区の指定については、地域ごとの状況などを踏まえ、ごみのポイ捨てやフンの放置の防止対策を重点的に取り組む必要が</p>	参考意見

<p>きるが、制度の実効性が担保できるだろうか。例えば、環境美化推進重点地区では、命令から始めるとか、より厳しく運用することはできないか。</p> <p>(8) ①ごみゼロデー②みんなでまちをきれいにする週間を実施する内容を具体的に提示していただきたい。ごみゼロデーは年に一回ではなく、月に一回程度でないとも効果を期待できないのではないか。</p> <p>形だけでなく、実効性のある条例を期待する。</p>	<p>あると判断される地区について指定することとしており、現在、人通りの多い市内6駅（花小金井駅・小平駅・一橋学園駅・新小平駅・鷹の台駅・小川駅）の周辺地域を指定しております。</p> <p>また、②環境美化指導員については、民間団体に業務委託を行い、環境美化推進重点地区を日ごとに1地区ずつ、2人1組でパトロールし、ポイ捨て等の違反行為者への口頭指導、喫煙所以外で喫煙している方への喫煙所利用の働きかけや、重点地区およびその周辺のごみの清掃等を行っております。</p> <p>(7) 勧告、命令及び過料について、本条例は、ごみのポイ捨てやフンの放置をする方が、指導等の働きかけにより行為の解消や原状回復をしていただくことが望ましいとの考えのもと、過料に至るまでの指導・勧告・命令を前置しておりますが、繰り返し違反行為が確認されている方などに対しては、必要に応じて迅速に指導・勧告・命令が行えるよう、環境美化指導員と市職員が連携してパトロールを行うなど、適切な運用に努めてまいります。</p> <p>(8) ①ごみゼロデー及び②みんなでまちをきれいにする週間は、地域が一体となって環境美化活動を推進するための期間として設定するもので、実施内容は参加される個人や団体の顔ぶれにより異なってくるものと考えます。</p> <p>また、ごみゼロデーについては、「ごみゼロ」の語呂を合わせて、毎年5月30日以降の最初の日曜日に設定しているため、年1回となります。</p> <p>なお、市は従前より、年間を通じて、地域住民や自治会等による地域の環境美化活動に対し、ごみ袋や集まったごみを無料で収集するためのシールの配付などの支援を行っており、今後も継続してまいります。</p>	
---	--	--

4	<p>公園での喫煙を禁止していただきたい。 特に上水公園にて、〇〇の職員が喫煙所代わりにしています。 灰は灰皿に入れず、その場で捨てている方が殆どです。 たまに、吸殻も落ちています。</p> <p>【※特定の事業所名は伏せています（小平市追記）】</p>	<p>本条例の目的は、環境美化の推進であることから、特定の区域や場所等における喫煙の規制については、本条例の内容に含めておりません。 市では引き続き、環境美化マナーアップキャンペーン等の機会を通じて、たばこの吸い殻のポイ捨て防止や、灰の適切な処理など、喫煙マナーの向上に係る周知啓発に努めてまいります。</p>	反映しない
5	<p>ペットの糞尿についてです。後始末に関しては、糞のみならず、尿も放置されている様子が気になります。他区域では、電柱が倒れた事例もあります。教室や講座を開催しても、そのような飼い主の啓蒙は難しいでしょうから、条例で、責任を厳しく取り締まってはいかがでしょうか？ 日本は、ペットを飼う責任に、甘すぎると思います。</p>	<p>ペットの尿については、ご指摘のとおり、臭いに関する問題や、器物の劣化や損傷につながる恐れなどがあることから、市ではこれまでも、犬のしつけ方教室などの機会を通じて、ペットの飼い主に対し、散歩の際のマナーに係る周知啓発に努めております。 また、尿に関してはフンとは異なり片付けや除去が困難なことを踏まえ、禁止事項ではなく、市民等の責務の中に散歩の際のふん尿処理の用具の携帯について規定しております。</p>	参考意見
6	<p>ペットボトルについては、多摩湖自転車道沿いを歩いた時に、放置されたままのものを見る事がある。紫外線や力学的な衝撃で砕け、マイクロプラスチック化する事が一番最悪である。汚れたままではリサイクルに回せず焼却処分になると、CO2の排出を招き、地球温暖化防止に反する。市はPR資料を作成する等、啓蒙活動を行なって欲しい。</p>	<p>市では、ペットボトルのポイ捨て防止や、リサイクルによる適正な処理を推進するため、協定に基づき市内のセブンイレブン店舗へのペットボトル自動回収機の設置や、小売店の店頭回収の利用の推進、自治会等のグループによる集団回収への補助金の交付等を行っております。 引き続き、「資源とごみの出し方」やごみ分別アプリでの案内、出前講座等の機会を通じて、ポイ捨てされることなくペットボトルがリサイクルされるよう、周知啓発に努めてまいります。</p>	参考意見

7	<p>環境美化推進重点地区において、上記(5)の禁止事項の行為者への指導を行うため、指導員を設置することができると思いますが、</p> <p>①飼い犬の尿（電柱）に関してイエローチョークの利用はできないでしょうか？（我が家の前の電柱にひそかにやって2か月くらい経ちましたが効果あります。長年の汚れはとれませんが、新たな尿による汚れはありません）</p> <p>②喫煙所の設置と監視員は？たとえば、千代田区では喫煙所が千代田区のHP生活環境条例から見ることができ便利です。小平市はあるのか？なのですが、JTのサイトでは調べられますが、区の一覧（エリア別）はかなり便利です。吸える場所がすぐわかることで喫煙者のマナー向上にもなるかと…。条例に対しての意見と違ってしまったかとも思いますが、いい機会でしたので記入させていただきました。</p>	<p>イエローチョーク作戦については、参加者からは、フンだけでなく、尿やごみのポイ捨てに対しても一定の効果があるとの感想をいただいております、様々な対象への活用や、より多くの方にご利用いただけるよう、引き続き、周知啓発に努めてまいります。</p> <p>小平市内の公衆喫煙所の設置場所については、受動喫煙防止のリーフレットに掲載し、市民等に配布しております。</p> <p>また、本条例に定める環境美化指導員のパトロールにおいても、喫煙所以外の場所での喫煙者に対し、喫煙所の利用について働きかけを行っていくことを考えております。</p> <p>そのほか、他自治体の事例等を参考にしながら、より効果的な広報、周知啓発の方法について今後も検討してまいります。</p> <p>公衆喫煙所の設置については、受動喫煙の防止だけでなく、吸い殻のポイ捨てや歩きタバコの防止等のため、必要な施設であると捉え、現在、市内4か所に設置しております。</p> <p>現在設置していない場所については、これまでも設置に向けた検討を行っており、現状では適切な場所が確保できておらず設置に至っておりませんが、喫煙に係る社会情勢の変化等を注視しながら、引き続き検討してまいります。</p>	参考意見
8	<p>私は愛煙家の一人ですが東京都受動喫煙防止条例施行後、喫煙場所が制限されて不便を感じています。</p> <p>小川駅を利用していますが、喫煙場所がなく困っています。設置して頂けたらと思います。</p> <p>今回の条例案の(3)市民等の責務の⑤ 歩行中又は自転車・・・・・・・・については、その通りだと思いますが、禁止してポイ捨てを減らすには、喫煙場所の整備が重要だと思います。</p> <p>愛煙家、タバコを吸わない方が心地よく住める環境作りを宜しくお願い致します。</p>	<p>公衆喫煙所の設置については、受動喫煙の防止だけでなく、吸い殻のポイ捨てや歩きタバコの防止等のため、必要な施設であると捉え、現在、市内4か所に設置しております。</p> <p>現在設置していない場所については、これまでも設置に向けた検討を行っており、現状では適切な場所が確保できておらず設置に至っておりませんが、喫煙に係る社会情勢の変化等を注視しながら、タバコを吸う方も吸わない方も双方が快適に過ごせるよう、引き続き検討してまいります。</p>	参考意見